

日本年金機構法のポイント

1. 機構の組織等

- 名称 日本年金機構
- 役職員 非公務員、民間的な勤務条件
- 国の監督 厚生労働大臣が直接的に管理監督し、事業計画・予算を認可、業務改善命令等
- 設立 平成22年4月までにおいて政令で定める日（平成22年1月を予定）
同時に、社会保険庁を廃止

2. 国と機構の役割

- 国は、公的年金に係る財政責任・管理運営責任
 - ・年金特別会計を備え、保険料徴収・年金の支払は国の歳入・歳出
 - ・年金手帳及び年金証書は、国（厚生労働大臣）の名義
- 機構は、厚生労働大臣から委任を受け、その直接的な監督下で、公的年金に係る一連の運営業務

3. 強制徴収の委任

- 保険料の滞納処分は、厚生労働大臣の一定の監督の下で、機構に委任
- 厚生労働大臣は、悪質な滞納者に対する滞納処分について必要があると認めるときは、機構からの申し出に基づき、滞納処分の権限を、財務大臣を通じて国税庁長官に委任

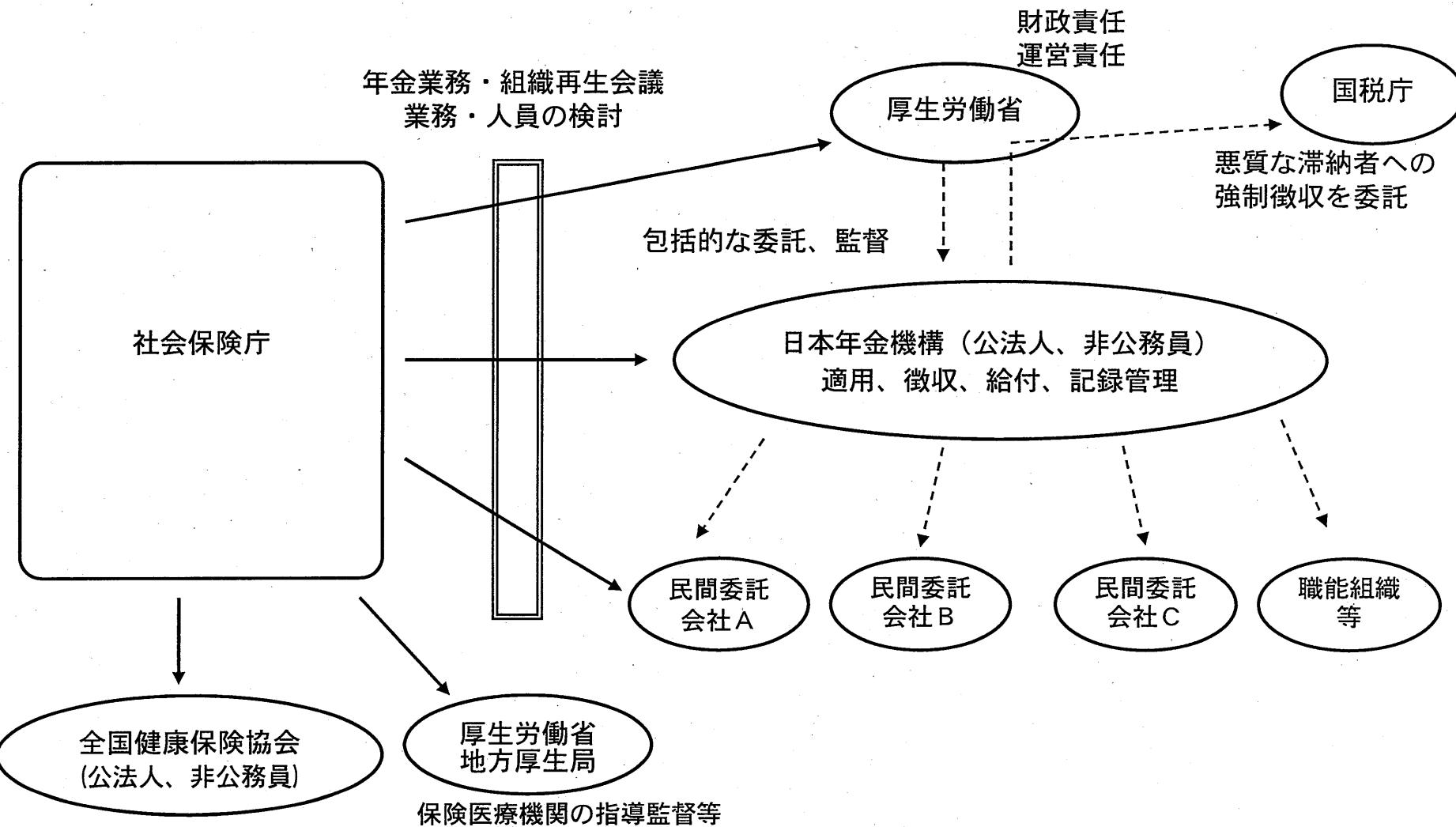
4. 民間へのアウトソーシングの推進

- 次の事項について、学識経験者の意見を聞いた上で、政府が基本計画を閣議決定
 - ・機構が自ら行う業務と委託する業務との区分その他の委託の推進についての基本的事項
 - ・機構の職員の採用についての基本的事項

5. 職員の採用

- 機構の設立委員が、労働条件及び採用基準を提示し、職員を募集
- 設立委員は、人事管理の学識経験者の意見を聴いて、採否を決定

「社会保険庁改革の推進について」(与党年金制度改革協議会;平成18年12月14日)に示された改革の方針に沿って、社会保険庁を廃止・解体し、公的年金の運営を再構築



日本年金機構法の概要

I. 趣旨

- 公的年金制度は、全国民の強制加入を前提に、世代間扶養と所得再分配を行う仕組みであり、安定的な運営のためには、国民の信頼に応えることができる事業運営体制が不可欠である。
- このため、社会保険庁を廃止し、厚生労働大臣が公的年金に係る財政責任・管理運営責任を担うこととする一方、新たに非公務員型の年金公法人を設置し、厚生労働大臣の直接的な監督の下で、一連の運営業務を担わせることとする。
- この年金公法人においては、
 - ・能力と実績に基づく職員人事の徹底
 - ・民間企業へのアウトソーシングの推進等により、サービスの向上及び効率的かつ効果的な業務遂行の実現を図る。

II. 法人の組織等

1. 名称

日本年金機構

2. 役員

- 理事長、副理事長、理事、監事を置く
- 理事長及び監事は、厚生労働大臣が任命
副理事長及び理事は、理事長が厚生労働大臣の認可を受けて任命

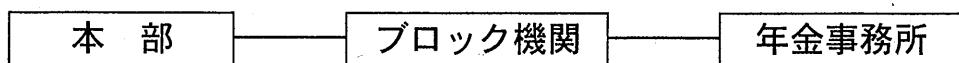
3. 理事会

- 法人の運営に係る重要事項を審議し、決定する。

4. 役職員の地位等

- 役職員は、非公務員とする。(刑法等の罰則の適用は、公務員とみなす。)
- 役職員又は役職員であった者には、秘密保持義務を課す。
- 役職員の報酬又は給与は、勤務成績等が考慮されるものでなければならない。
- 役職員は、保険料により運営される年金事業の意義を自覚し、強い責任感を持って、誠実かつ公正に職務を遂行する旨の服務の誓約を行う。

5. 法人の事務所等



6. 資本金

政府出資 (年金事務所の土地建物等を想定)

III. 業務運営

1. 国と公法人の役割分担

- 国は、公的年金に係る財政責任・管理運営責任を担う。
 - ・年金特別会計を備え、保険料の徴収・年金の支払は、国の歳入・歳出
 - ・年金手帳及び年金証書は、国（厚生労働大臣）の名義で発行
- 法人は、厚生労働大臣から委任を受け、その直接的な監督の下で、公的年金に係る一連の運営業務（適用・徴収・記録管理・相談・裁定・給付等）を担う。

2. 業務運営の基本理念

- 法人は、その業務運営に当たり、国民の意見を反映しつつ、サービスの質の向上を図るとともに、業務運営の効率化、公正性及び透明性の確保に努めなければならないこと等を定める。

3. 法人の業務

- 厚生年金保険法及び国民年金法の規定により法人が行うこととされた事務
- 健康保険法及び船員保険法の規定により法人が行うこととされた事務
(全国健康保険協会の管掌する健康保険及び船員保険に関する適用及び徴収)
- 児童手当法の規定により法人が行うこととされた拠出金の徴収に関する事務

4. 民間委託

- 法人は、厚生労働大臣の定める基準に従って、業務の一部を委託する。
- 委託を受けた者には、秘密保持義務を課す。

5. 業務方法書、年度計画 等

- 法人が業務方法書を作成し、厚生労働大臣が認可
- 年度計画（事業計画・予算）
 - ・法人が年度計画（事業計画・予算）を作成し、厚生労働大臣が認可
 - ・事業年度終了後、厚生労働大臣が実績を評価
- 中期目標・中期計画
 - ・厚生労働大臣が、3～5年の期間に法人が達成すべき目標を設定
 - ・法人が中期計画を策定し、厚生労働大臣が認可
 - ・中期目標期間の終了後、厚生労働大臣が実績を評価

6. 報告徴収、改善命令等

- 厚生労働大臣は、法人に対し、報告徴収、立入検査、業務改善命令、法令違反等の是正命令を行うことができる。

7. 財務及び会計

- 法人の会計は、企業会計原則
- 法人は、毎事業年度、財務諸表を作成し、厚生労働大臣の承認を受ける。
- 法人は、財務諸表、決算報告書等について、厚生労働大臣が選任する会計監査人の監査を受ける。
- 政府は、法人の業務に要する費用を交付するものとする。その際、当該交付金の財源の国庫負担又は保険料の別ごとの内訳及び当該内訳に対応した交付金の使途を明らかにするものとする。

8. 年金個人情報の利用及び提供の制限

- 年金個人情報については、年金事業の実施並びに全国健康保険協会による健康保険事業に関する事務、介護保険料等の特別徴収、他制度との併給調整等の事務を遂行する場合以外には、利用又は提供できないものとする。

9. 年金委員

- 厚生労働大臣は、年金事業に関する国民の理解を高めるための啓発を行い、被保険者等からの相談に応じる等の活動を行う年金委員を委嘱する。

10. 罰則

○守秘義務違反、業務改善命令違反等に対して、所要の罰則を定める。

IV. 法人の設立準備

(公布日施行)

1. 基本計画

○政府は、法人への業務の円滑な引継ぎを確保し、適正かつ効率的な運営を図るため、次の事項について基本計画を定める。(閣議決定)

- ・法人が自ら行う業務と民間へ委託する業務との区分、委託先の選定に係る基準その他の業務の委託の推進についての基本的な事項
- ・法人の設立に際して採用する職員の数その他の職員の採用についての基本的な事項

○政府は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、専門的な学識又は実践的な能力を有し、中立の立場で公正な判断をすることができる学識経験者の意見を聞くものとする。(内閣官房の下の会合)

2. 設立委員

○厚生労働大臣は、法人の設立委員を命じて、法人の設立事務を処理させる。

3. 職員の採用

○設立委員は、法人の職員の労働条件及び採用基準を提示して、職員を募集する。

○社会保険庁長官は、社会保険庁の職員の意思を確認し、法人の職員となる意思を表示した者の中から、名簿を作成して設立委員に提出する。

○設立委員は、職員の採否を決定するに当たっては、人事管理に関する学識経験者からなる会議の意見を聞くものとする。

○設立委員から採用する旨の通知を受けた社会保険庁の職員は、法人の成立の時において、法人の職員として採用される。

(法人に採用されなかった社会保険庁の職員の転任、退職又は免職は、国家公務員法の定めるところによる。)

V. 関係法律の改正

1. 権限の委任等の規定整備（厚生年金保険法・国民年金法 等）

○社会保険庁長官が行うと定められている業務は、厚生労働大臣が行うことにより改めるとともに、厚生労働大臣は、法人に権限の委任及び事務の委託をして行わせることとする。

2. 法人に強制徴収を行わせるための規定整備（厚生年金保険法・国民年金法 等）

○保険料の滞納処分は、厚生労働大臣から権限の委任を受け、法人において実施することとし、法人における滞納処分業務の公正性、客觀性を担保するとともに、国の監督体制を十分に確保するために必要な措置を講じる。

- ・滞納処分についての厚生労働大臣の事前認可
- ・滞納処分の実施規程の策定及び厚生労働大臣の認可
- ・滞納処分の実施職員の任命について厚生労働大臣の認可

3. 強制徴収の国税庁への委任

○厚生労働大臣は、悪質な滞納者に対する滞納処分について必要があると認めるときは、法人からの申し出に基づき、政令で定めるところにより、保険料の滞納処分の権限を、財務大臣を通じて国税庁長官に委任できることとする。

4. その他

- 「社会保険庁」の廃止（厚生労働省設置法から削除）
- 保険医療機関等に対する指導・監査等の事務は、地方厚生局において実施するものとする。（平成20年10月1日施行）
- 以上のはか、関係各法に関し、社会保険庁の廃止及び年金公法人の設立に伴う所要の改正を行う。

VI. 施行期日等

- 施行期日は、平成22年4月1日までにおいて政令で定める日（22年1月予定）
 - ・IVの法人の設立準備に関する規定は、公布日
 - ・Vの地方厚生局に係る規定は、平成20年10月1日
- 政府は、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行の状況、国民年金の保険料の納付の状況、機構における業務の効率化及び改善の状況等を勘案して、機構の組織及び業務の存続の必要性の有無を含めた在り方その他政府管掌年金事業の運営に関する全般的な検討を行い、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

日本年金機構法（平成19年法律第109号）

（業務の委託等）

第三十一条 機構は、厚生労働大臣の定める基準に従つて、第二十七条に規定する業務の一部を委託することができる。

- 2 前項の規定により委託を受けた者（その者が法人である場合にあつては、その役員）若しくはその職員その他の当該委託を受けた業務に従事する者（次項において「受託者等」という。）又はこれらの者であつた者は、当該業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 3 第二十条の規定は、受託者等について準用する。

附則

（基本計画）

第三条 政府は、社会保険庁長官から厚生労働大臣及び機構への業務の円滑な引継ぎを確保し、政府管掌年金事業の適正かつ効率的な運営を図るため、機構の当面の業務運営に関する基本計画（以下この条及び附則第五条第二項において「基本計画」という。）を定めるものとする。

- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 機構が自ら行う業務と第三十一条第一項の規定により委託する業務との区分、委託先の選定に係る基準その他の業務の委託の推進についての基本的な事項
 - 二 機構の設立に際して採用する職員の数その他の機構の職員の採用についての基本的な事項
- 3 政府は、第一項の規定により基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、政府管掌年金又は経営管理に関し専門的な学識又は実践的能力を有し、中立の立場で公正な判断ができる学識経験者の意見を聞くものとする。

(職員の採用)

- 第八条 設立委員は、社会保険庁長官を通じ、その職員に対し、機構の職員の労働条件及び機構の職員の採用の基準を提示して、機構の職員の募集を行うものとする。
- 2 社会保険庁長官は、前項の規定によりその職員に対し、機構の職員の労働条件及び機構の職員の採用の基準が提示されたときは、機構の職員となることに関する社会保険庁の職員の意思を確認し、機構の職員となる意思を表示した者の中から、当該機構の職員の採用の基準に従い、機構の職員となるべき者を選定し、その名簿を作成して設立委員に提出するものとする。
- 3 前項の名簿に記載された社会保険庁の職員のうち、設立委員から採用する旨の通知を受けた者であつてこの法律の施行の際現に社会保険庁の職員であるものは、機構の成立の時に於いて、機構の職員として採用される。
- 4 第一項の規定により提示する労働条件の内容となるべき事項、同項の規定による提示の方法、第二項の規定による職員の意思の確認の方法その他前三項の規定の実施に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。
- 5 設立委員は、機構の職員の採否を決定するに當たつては、人事管理に關し高い識見を有し、中立の立場で公正な判断ができる学識経験者のうちから厚生労働大臣の承認を受けて選任する者からなる会議の意見を聞くものとする。
- 6 機構の職員の採用について、設立委員がした行為及び設立委員に対してなされた行為は、それぞれ、機構がした行為及び機構に対してなされた行為とする。

日本年金機構の設立準備のプロセス（イメージ）

平成19年度

（6月 日本年金機構法成立）

内閣官房の下の年金業務・組織再生会議において、
・機構が自ら行う業務と外部委託する業務の振り分け
　その他外部委託の推進についての基本的事項
・職員の採用についての基本的事項
について審議

平成20年度

「基本計画」を策定（閣議決定）

設立委員が、採用条件と労働条件を定めて職員を募集
設立委員が委嘱した職員採用審査会で審査
設立委員が、採否予定を決定し職員に通知

社会保険庁長官が
職員から希望を聴き、希望者の名簿
を設立委員に提出

平成21年度

設立委員が、厚生労働大臣の認可を得て、業務方法書を
策定
機構の中期目標、中期計画、年度計画、各種規定等の案
の作成、出資資産の評価等の機構設立準備

不採用の職員につ
いて、社会保険庁
長官が配置転換の
努力

国家公務員法の定
めにより、転任、
退職、免職

平成22年1月
(平成22年4月1日まで
の間で政令で定める日)

日本年金機構発足

※機構が、発足後遅滞なく、厚生労働大臣の認可を得て、中期計画、年度計画(事業計画・予算)を策定